

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(事業所番号 0177100914 01A7100024)

当事業所はご契約者様に対して指定通所介護サービス、介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所事業）を提供します（以下、「サービス」という）。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

第1条. 事業者

- (1) 法人名 和ぎ合同会社
- (2) 法人所在地 北海道三笠市多賀町12番地6
- (3) 電話番号 01267-3-7230
- (4) 代表者氏名 代表社員 宗田 政輝
- (5) 設立年月日 令和5年4月6日

第2条. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所
介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所事業所）
- (2) 事業所の目的 機能訓練（リハビリ）に特化した活動プログラムにより、介護度の軽減や日常生活動作の向上を図り、健康感を高めます。さらにコミュニケーションの場としていきいきとした生活をもたらすことを目的とします。また、食事や入浴などの生活援助サービスを提供致します。
- (3) 事業所の名称 機能訓練型デイサービス たいよう砂川
- (4) 事業所の所在地 北海道砂川市西1条北4丁目1番22号
- (5) 電話番号 0125-74-5617
- (6) 管理者氏名 佐藤 寛巳
- (7) 当事業所の運営方針
 - 1. ご契約者様に外出の機会を提供して社会的孤立感の解消を図ります。
 - 2. 食事や入浴などを提供し、ご家族の介護負担の軽減を図ります。
 - 3. 機能訓練や日常生活訓練を重視し、個別の機能訓練プログラムを作成します。
- (8) 開設年月日 令和5年10月1日
- (9) 利用定員 1単位目 20人 2単位目 20人 3単位目 16人

『機能訓練型デイサービス たいよう砂川』

重要事項説明書

(運営規程)



機能訓練型デイサービス

たいよう砂川

— Sun SUNAGAWA —



第3条. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 指定通所介護事業
砂川市
介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所事業）
砂川市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・12月30日から1月3日除く）
受付時間	月曜日～金曜日 8時15分～17時15分
サービス提供時間	月曜日～金曜日 1単位目 9：00～12：05 2単位目 13：30～16：35 3単位目 9：00～16：35

第4条. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者様に対して指定通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所事業）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職務内容	員数
管理者	管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らもサービス提供に当たるものとする。	1名
生活相談員	生活相談員は、事業所に対するサービス利用の申し込みに係る調整、他の従業者に対する助言及び技術指導を行い、他の従業者と協力して通所介護計画等の作成を行う。	1名以上
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。	1名以上
介護職員	介護職員はサービスの提供に当たる。	4名以上
看護職員	看護職員はサービスの提供に当たり、利用者の健康管理、相談・助言を行う。	1名以上

第5条. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者様にご負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参考）

当事業所が提供するサービス内容は以下のとおりとし、利用料金は別紙（料金表）のとおりとなります。

<サービスの概要>

【共通サービス】

- ・生活指導（相談援助等）
- ・機能訓練（日常動作訓練）
- ・健康状態の確認
- ・送迎

【加算対象サービス】

- ・加算対象サービスについては、ご利用するサービスの種類や実施内容によってご契約者様ごとに異なります。居宅サービス計画書または介護予防サービス計画書（以下「計画書」という。）に沿い、事業所とご契約者様で協議したうえで通所介護計画または個別サービス計画に定めます。
- ・利用料金は別紙（料金表）のとおりとなります。

※ご契約者様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付いたします。※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合せて、ご契約者様の負担額を変更いたします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下は、利用料金の全額をご契約者様の負担となります。

<概要と利用料金>

- ① レクリエーション事業所の企画でレクリエーションを実施する場合があります。その場合はご契約者様のご希望や心身の状態を考慮し、提案させていただきます。 利用料金：材料代等の実費をいただきます。
- ② 日常生活上必要となる諸費用実費 日常生活品の購入代金等、ご契約者様の日常生活に要する費用で、ご契約者様に負担いただく事が適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。
- ③ 昼食サービス（7時間以上8時間未満ご利用のご契約者様が対象）
ご契約者様が食事を召し上がった際に負担して頂きます。なお、体調不良、行事、その他の要望により食事を召し上がらない場合は徴収致しません。 利用料金：600円/1食

※経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第6条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヵ月毎に計算し、ご請求します。利用料金のお支払いは原則口座引き落としとなりますが、口座引き落とし手続きが完了するまでの間は、翌月10日までに生活相談員までお支払いください。（1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第 7 条参照）

利用予定日の前に、ご契約者様の都合により、サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加する事が出来ます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者様のご希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を ご契約者様にご提示して協議します。

また、ご契約者様の都合による欠席が2ヵ月間に及ぶ場合は、事業所の稼働状況により、他の利用可能日時へ変更する場合があります。ご契約者様の都合による欠席が3ヵ月に及ぶ場合は、契約解除の対象となりますので、ご了承ください。

第 6 条. 緊急時及び非常災害対策

(1) 緊急時における対応方法

当事業所における介護サービス実施中に、ご契約者様の身体に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告し、その指示に従って適切に対応致します。

(2) 非常災害対策

- ・当事業所は常に災害事故防止とご契約者様の安全確保に努めます。
- ・当事業所は防火管理者を選任し、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検致します。
- ・当事業所は非常災害に関する具体的計画をたて、計画に基づき、毎年2回以上、避難及び救出、その他の必要な訓練を行います。

第 7 条. 苦情受付について（契約書第20条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

◎苦情受付窓口（担当者）

管理者 佐藤 寛巳 0 1 2 5 - 7 4 - 5 6 1 7

◎受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：15～17：15

苦情は、直接お電話・FAX・書面にて受け付けます。また、苦情受付ボックスを玄関に設置しております。

- ・北海道国民健康保険連合会 0 1 1 - 2 3 1 - 5 1 6 1
- ・砂川市保健福祉部介護福祉課介護保険係 0 1 2 5 - 7 4 - 4 1 8 2
- ・空知中部広域連合事務局総務企画係 0 1 2 5 - 6 6 - 2 1 5 2

(2) お申し立て頂いた苦情に関しましては、苦情対応委員会を開催し、改善策を協議いたしまして、直接又は書面にてご回答させていただきます。

第 8 条. 事故発生時の対応

(1) 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

(2) 当事業所は、重大事故等が発生した場合には、直ちに所定の「事故等発生状況報告書」の書式により、関係者の状況、事故等の内容、対応等を記録し、監督官庁に報告をします。

(3) 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

第 9 条. サービス利用に当たっての留意事項

利用者が介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければなりません。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出て下さい。
- (2) 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従ってください。
- (3) 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用してください。
- (4) 事業所内の設備及び備品等の利用に際しては管理者及び従業者の指示に従い十分に注意してください。
- (5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業者が必要と認めたものは、持参するようにしてください。
- (6) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出て下さい。
- (7) サービス利用開始時に、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行ってください。
- (8) 運営規定第 6 条で定める非常災害対策に可能な限り協力してください。

第 10 条. 法定代理受領サービスに関する同意

ご契約者様は、当事業所が提供するサービスについて、介護保険法第 41 条第 6 項、第 42 条の 2 第 6 項の規定及び第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定及び各市町村が定める基準に基づき、事業者がご契約者様に代わって介護報酬の支払いを受けることに同意します。

第 11 条. 送迎に関する同意

- (1) 送迎は原則として、玄関先までのお迎え、お送りをいたします。身体的・環境的等の諸事情がある場合は、ご契約者様、ご家族様とお話し合いを行い、提供できる範囲の送迎サービスを提供させていただきます。
- (2) 送迎時間につきましては、交通事情等で、10分以上到着が遅れる場合がございます。その際は、事業所より電話連絡をいたします。
- (3) ご契約者様の体調不良等を除き、準備等が出来ていない場合、他のご利用者様にご迷惑をおかけしてしまいますので長時間待機することはできません。ご契約者様、ご家族様のご協力をお願いいたします。
- (4) 送迎中は、安全のため全席シートベルトの着用をお願いしております。
- (5) 送迎中は、やむを得ず急停止する場合がございます。ご理解、ご了承をお願いしております。

第 12 条. 秘密保持の厳守

- (1) 従業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (2) 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めます。

第 13 条. 身体拘束廃止の取り組み

利用者の身体拘束廃止の取り組みについては以下のとおりとする。

- (1) 身体拘束は行わない。万が一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、家族の同意を受けたときのみ、その条件と期間内にて身体拘束を行うことができる。
- (2) 身体拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録するとともに、身体拘束解除に向けた検討を行う。

第 14 条. 虐待の防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止する為、以下の通りに措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を年 2 回以上実施する。また適切に実施するための担当を置く。身体拘束の適正化のための研修は年 1 回以上実施する。
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- (5) その他虐待防止、並びに身体拘束等の適正化のために必要な措置を講じる。
- (6) 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、すみやかにこれを市町村に通報するものとする。
- (7) 前 6 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第 15 条. その他運営に関する重要事項

事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努める。

- 1 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は和ぎ合同会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第 16 条. 提供するサービスの第三者評価実施状況

現在のところ、第三者評価は実施していません。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日

指定通所介護サービス、介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所事業）の提供の開始に際し、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

【事業者】住 所 北海道三笠市多賀町 1 2 番地 6

事業者名 和ぎ合同会社

代表者氏名 宗田 政輝

【事業所】住 所 北海道砂川市西 1 条北 4 丁目 1 番 2 2 号

事業所名 機能訓練型デイサービス たいよう砂川

管理者氏名 佐藤 寛巳



私は、本書面に基づいて、事業者からの重要事項説明を受け、指定通所介護サービス、介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所事業）の提供開始に同意しました。

【契約者】 住所

氏名 自署

【代筆者】（続柄 ）

住所

氏名 自署

【ご家族】（続柄 ）

住所

氏名 自署

